

卒業期及び学年末・学年始めにおける児童生徒の指導について

群馬県教育委員会

卒業期及び学年末・学年始めは、児童生徒にとって学校生活のまとめや反省をするとともに、新たな抱負や希望を抱く大切な時期です。

しかしながら、この時期は、進級、進学などに伴う不安や緊張感から、情緒的に不安定になるほか、心理的な解放感から問題行動や事故等が発生しやすい傾向にあります。

各学校においては、下記の事項に配慮し、この時期の意義と過ごし方について十分に御指導いただくとともに、家庭や地域と連携を図りながら、問題行動や事故等の防止に万全を期すようお願いいたします。

また、今年度より、群馬県公立高等学校入学者選抜方法の変更に伴い、合格者発表から卒業式まで、5日間程度授業日となります。生徒一人一人が学校生活を送りやすい環境づくりに配慮いただくとともに、授業についても、各校の実情に応じて工夫いただきますようお願いいたします。

令和5年度の例

・群馬県公立高等学校入学者選抜本検査合格発表	令和6年 3月 5日(火)
	授業日5日間
・公立中学校卒業式	令和6年 3月13日(水)

記

(重点指導事項)

1 健全育成の推進

- (1) 進級、進学、就職に関わる意義の理解と新年度の生活計画の立案
- (2) 規則正しい生活習慣の確立とあいさつの励行
- (3) 感染症予防を含めた心身の健康の保持増進
- (4) 家庭学習、部活動、読書等への計画的な取組
- (5) 家庭内の役割分担と積極的な取組

2 安全指導の徹底

- (1) 交通事故の防止と交通マナーの育成
- (2) 家庭や地域と連携した日常生活における安全の確保
- (3) 屋外での遊びや外出等における事故の防止
- (4) 部活動等における事故の防止及び登下校時における安全の確保

3 問題行動等の未然防止

- (1) 家出や無断外泊の防止、誘拐等の犯罪被害防止
- (2) スマートフォン・インターネット端末等によるトラブル・依存症・性犯罪等の防止
- (3) 深夜徘徊及び好ましくない遊技場等への出入りの防止
- (4) 飲酒・喫煙、薬物乱用の防止
- (5) 万引き・暴力行為等の防止
- (6) 暴走族等への加入の防止

4 新しい学校生活に向けた支援

- (1) 新しい環境における良好な人間関係づくり
- (2) 長期欠席児童生徒への個別の支援・援助
- (3) 学年始めにおけるいじめ、不登校、自殺等の未然防止



【指導上の留意点】

卒業期	<p>進路や人間関係等に関する児童生徒の不安や悩みの早期発見のため、日々の健康観察等を通じた児童生徒理解に努めるとともに、必要に応じて家庭への連絡を行うなど、家庭と連携した支援に努める。</p> <p>卒業式をはじめとする関連行事を安全・安心な環境下で実施できるよう、校内の指導体制を整えるとともに、地域や関係機関との連携を図る。</p>
学年末	<p>一人一人のよさや成長を認めたり、自己の課題を自覚させたりして、新年度の学校生活への期待や目標をもてるようにする。</p> <p>不登校児童生徒について、当該児童生徒の心理的な状態や取り巻く環境等を踏まえたうえで、電話連絡や家庭訪問を行うなど、個々の状況に応じた支援に努める。</p> <p>いじめや不登校等で、配慮を要する児童生徒については、校内や学校間での情報共有や引継ぎを十分に行うとともに、家庭と連携を図りながら切れ目なく支援する。</p> <p>「春の青少年健全育成運動」（3月15日～4月30日）の趣旨を踏まえ、家庭、地域及び関係機関等との連携を図り、児童生徒の健全育成を一層推進する。</p> <p>進学等の理由からスマートフォン等を所持することになる児童生徒が増えることから、県ネットリテラシー向上教材を活用するなど、改めて情報モラルについての指導を徹底し、SNS等のインターネット上のトラブルや性被害・性犯罪の未然防止を図る。 ネットリテラシー向上教材 - 群馬県教育委員会 各課発行・提供資料 (gsn.ed.jp)</p> <p>児童生徒の健全育成、問題行動等の未然防止が図られるよう、「万引防止プログラム（小学校）」、「非行防止プログラム（中学校）令和2年度改訂」セーフネット標語「おぜのかみさま」を活用するなど事前指導の徹底を図る。 問題行動対策資料 - 群馬県教育委員会 各課発行・提供資料 (gsn.ed.jp)</p> <p>中学校の部活動においては、生徒の健康や体力に配慮するとともに、「適正な学校部活動の運営に関する方針（改定）」、「中学校・高等学校運動部活動指導資料」、「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」に基づいて適切な指導を行う。また、部活動等での登下校における安全指導の徹底を図る。 健康体育課 - 群馬県教育委員会 各課発行・提供資料 (gsn.ed.jp)</p> <p>児童生徒の悩みや相談を広く受け止めることができるよう、各市町村が設置している相談窓口に加え、「24時間子供SOSダイヤル」や「子ども教育・子育て相談」などの周知を図る。 相談窓口等資料 - 群馬県教育委員会 各課発行・提供資料 (gsn.ed.jp)</p>

休業中

P T A や地域の関係者と連携し、校区及び隣接地区のパトロールを実施するなど、犯罪被害や問題行動の防止のための指導・援助に努める。

不安や悩み等を抱える児童生徒については、必要に応じて休業中も本人や保護者と連絡を取り合うなどして、問題が深刻化しないよう努める。

保護者に休業中の児童生徒の見守りを依頼するとともに、心配な様子が見られる場合は、家庭訪問・電話等により、連絡を密に取り、関係機関と連携して家出や無断外泊等の防止のための指導・援助を行う。

- 家出が疑われるケースなど児童生徒が所在不明となった場合には、保護者に対して警察への届出を促すとともに、速やかに所轄警察と連携して対応に当たる。

学年始め

児童生徒ができるだけ早く新しい学級や学校になじめるよう、学級における指導を中心とした人間関係づくりの工夫に取り組む。

児童生徒の行動や態度の観察により、実態を的確に把握するとともに、必要に応じて早期に適切な指導を行う。特に、新年度における児童生徒の基本的な生活習慣の乱れ等については、家庭との連携を密にし、きめ細かに指導する。

新入生については、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を緊密にとったり、新入生オリエンテーション等を意図的・計画的に実施したりする。

新入生は、通学路等の道路環境に不慣れで交通事故に遭いやすいことが考えられることから、具体的な通学路の危険箇所や事故事例を示すなどして、交通事故防止のための安全指導を行う。

児童生徒にとって学年始めは、生活環境や人間関係等の変化により、精神的動揺が生じやすく自殺者が増える傾向にあることを踏まえ、危険因子の多く見られる児童生徒の態度に現れる微妙なサイン（自傷行為・ほのめかし）を見逃さないよう、全教職員で情報共有する。また、自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、関係機関との連携を含め、組織的に対応する。

[自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル\(gsn.ed.jp\)](http://gsn.ed.jp)

[リーフレット「生徒の自殺の危険に気づき速やかな支援につなげるために」\(gsn.ed.jp\)](http://gsn.ed.jp)

保護者が把握した児童生徒の不安や悩み等に対し、学校と家庭が連携してきめ細かに取り組む。